別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 事業内容 | 多目的防災網の整備 |
| 事業実施主体 | 市町村、農業協同組合 |
| 事業取組主体 | 認定農業者※１、認定新規就農者、農業者の組織する団体※２ |
| 対象作物 | 日本なし、ぶどう、ブルーベリー（ベリー類）、すもも、りんご、  キウイフルーツ、もも、西洋なし |
| 採択要件 | 以下の要件を全て満たすこと。  １　埼玉県果樹農業振興計画に定めた目標達成に向けた取組であること。  ２　果樹産地構造改革計画に定められた目標達成に向けた取組であること。※３  ３　事業対象果樹について農業保険法に基づく果樹共済、園芸施設共（多目的防災網）、収入保険のいずれかに加入していること。又は、事業実施翌年度までに確実に加入する意向が確認されていること。  ４　新規の設置を原則とし、張り替えの場合は以下のいずれかの機能向上　を図ること。  　　①　防雹網の網目を既存のものより小さくする。  　　②　防雹網を既存のものから軽量化する。（網の分割を含む）  　　③　網の設置に係る足場を新規に設置する。 |
| 成果目標 | 対象作物について以下の成果目標を定めること。  　①　栽培面積の拡大　②　省力化樹形の導入  　③　優良品種への更新（日本なしの場合） |
| 補助対象経費 | 多目的防災網の設置に必要な資材費 |
| 補助率 | ４分の１以内 |
| その他 | １　県は事業実施主体及び事業取組主体に対して栽培・経営等に関するデータの提供を求めることができるものとする。  ２　実施事業の概要について、県ホームページへの掲載等により公表する場合がある。  ３　事業実施主体及び事業取組主体は、視察の受入れや研修会等により取組内容の周知に努めるものとする。 |

　※１　見込み含む。（事業実施年度に認定されること）

　※２　「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての団体の規約及び施設の利用に関する規程等が定められている、３戸以上の者で構成する組織をいう。

　※３　見込み含む。（事業実施年度に承認されること）

別表２　予算配分

|  |  |
| --- | --- |
| １　優先する果樹 | 日本なし |
| ２　ポイント計算 | 別表３（１）に基づき、事業要望における事業取組主体の取組内容によりポイントを計算する。  また、（２）に基づき、産地の取組内容によりポイントを加算する。 |
| ３　予算の配分 | １，２により上位の取組から予算の範囲内で配分する。 |

別表３

（１）事業取組主体の取組内容　ポイント計算基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | ポイント計算基準 | ポイント数 |
| ア　多目的防災網の新設 | 新たに多目的防災網を設置する | ４ |
| イ　栽培面積の拡大 | （拡大面積）  　１０ａ以上  　５ａ以上１０ａ未満 | ３  ２ |
| ウ　省力化樹形の導入 | （導入面積）  　１０ａ以上  　５ａ以上１０ａ未満 | ３  ２ |
| エ　優良品種への更新  　（日本なしの場合） | （更新面積）  　１０ａ以上  　５ａ以上１０ａ未満 | ３  ２ |
| オ　ＧＡＰの取得 | Ｓ－ＧＡＰ等のＧＡＰ認証を取得している場合 | ２ |
| Ｓ－ＧＡＰ等のＧＡＰ認証に向け、農林振興センターから事前指導を受けている。 | １ |
| カ　青年農業者の取組 | ４５歳未満の基幹的農業従事者がいる | ４ |

※　イ～エは、事業実施年度の前々年度から事業実施年度まで３年間の取組とする。

※　カの基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者。その他の仕事や家事等が主の者は対象外。

※　エの優良品種とは、幸水、彩玉、あきづき、甘太とする。

※　オは、見込みを含む。

（２）産地の取組内容　ポイント計算基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 成果目標基準及びポイント | ポイント数 |
| 省力化樹形導入による団地化の取組 | 新たに省力化樹形による団地化の具体的な計画を策定  （団地化予定面積）  　　２ｈａ以上  　　１ｈａ以上～２ｈａ未満 | ２  １ |
| 後継者育成の取組  (ヘルパー養成等含む) | 後継者育成に向けた技術習得研修を実施 | １ |
| 既存果樹園の後継者への斡旋の実施 | リタイアする生産者の園を後継者へ斡旋する | １ |